

平成24年(三)第20045号 職務執行停止・代行者選任等仮処分命令申立事件

決 定

[Redacted]

債 権 者 山 中 裕
東京都新宿区中落合2丁目7番5号

債 務 者 H O Y A 株 式 会 社
同代表者代表執行役 鈴 木 洋

[Redacted]

[Redacted]

債 務 者 鈴 木 洋

[Redacted]

債 務 者 浜 田 宏
上記3名代理人弁護士 手 塚 裕 之
同 新 川 麻
同 藤 田 美 樹
同 杉 原 え り
同 木 津 嘉 之
同 齋 藤 梓
同 濱 田 啓 太 郎
同 天 白 達 也

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立て

債務者らは、別紙記載の議題並びに議案の要領及び提案理由につき、平成2

4年6月1日以降に開催予定の債務者HOYA株式会社の定時株主総会の招集通知又は株主総会参考書類にその全文を記載せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、債務者HOYA株式会社（以下「債務者会社」という。）の株主である債権者が、債務者会社、同社の取締役兼代表執行役である債務者鈴木洋（以下「債務者鈴木」という。）及び債務者浜田宏（以下「債務者浜田」という。）に対し、株主提案権（会社法303条1項、305条1項）に基づき、提案議題、議案の要領及び提案理由を平成24年6月20日に開催予定の債務者会社の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）の招集通知又は株主総会参考書類に記載するよう求めている事案である。

2 前提事実（疎明資料を掲記しない事実は当事者間に争いがなく、その他の事実は各項に掲記した疎明資料及び審尋の全趣旨により一応認められる。）

(1) 当事者

ア 債権者

債権者は、債務者会社の議決権300個以上を6か月以上保有する債務者会社の株主である（疎甲1、2、審尋の全趣旨）。

イ 債務者ら

(ア) 債務者会社は、光学ガラスの製造、販売等を事業として行う東京証券取引所市場第1部に上場する株式会社（委員会設置会社）である。

(イ) 債務者鈴木及び債務者浜田は、債務者会社の取締役兼代表執行役である。なお、債務者浜田は、本件株主総会終結の時期をもって債務者会社の全役職を退任する予定である。

(2) 事実経過の概要

ア 債権者は、平成24年4月5日、債務者鈴木及び債務者浜田に宛てて、別紙記載の株主提案議案（以下「本件株主提案」という。）を含む63個の株主提案議案が記載された「平成24年度株主提案（4月5日）」と題

するメールを送信し、同月20日、同内容の書面を配達証明郵便で送付した。債権者は、これらにより、本件株主総会において上記メール及び書面に記載された事項を株主総会の目的とすること、及び議案の要領と提案理由を招集通知又は株主総会参考書類に記載することを請求した（疎甲3、審尋の全趣旨。以下、この請求を「本件請求」という。）。

イ 債務者会社は、同月27日、債権者に対し、債権者の本件請求について、「株主提案権の濫用に該当すると判断されるため、すべての提案議案を平成24年6月に開催する弊社定時株主総会に付議しないという結論になりましたのでご連絡いたします。」と記載された「「株主提案」に関する連絡書」と題する書面（疎甲4）を送付した。

ウ 債権者は、平成24年5月11日、本件民事保全を申し立てた（当裁判所に顕著な事実）。

(3) 債務者会社の定款等の内容

債務者会社の定款及び株式取扱規則には、次のとおり規定されている（疎乙22、23）。

ア 定款

(ア) 13条

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてその都度これを招集する。

(イ) 15条1項

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が招集し、議長となる。ただし、その取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれにかわる。

(ウ) 16条1項

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

(エ) 20条1項

当会社の取締役は、10名以内とする。

(オ) 21条1項

取締役の選任および解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(カ) 21条2項

取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(キ) 22条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

イ 株式取扱規則15条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

株主総会の議案が株主の提出によるものであり、かつ提案の理由または役員選任議案における株主総会参考書類に記載すべき事項が、株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字等をもって構成されている場合は、次に掲げる事項を除いた上で、会社法施行規則の定めにより、当該事項の概要を記載するものとする。

一 提案の理由については、明らかに虚偽である事項または専ら人の名誉を侵害し、もしくは侮辱する目的によるものと認められる事項

二 役員選任議案における株主総会参考書類に記載すべき事項については、明らかに虚偽である事項

(4) 本件株主総会

債務者会社は、平成24年6月20日に本件株主総会を開催し、議案1件（取締役7名選任の件）を上程することを予定している。債務者会社は、同

年5月14日ころに招集通知及び株主総会参考書類の内容を確定し、同月末頃に株主に宛てて発送する予定である（審尋の全趣旨）。

(5) 本件株主提案の内容

本件株主提案は、本件請求に係る63議案から5議案を除いた58議案から成るものである。その内容の詳細は、別紙記載のとおりであるが、その内容に応じて次のとおり分類することができる（疎甲3、審尋の全趣旨）。

ア 取締役選任議案（第5～16, 18, 19, 22, 24, 25, 27, 28, 30, 31, 33, 34, 36～38号議案）

イ 取締役解任議案（第17, 20, 23, 26, 29, 32, 35号議案）

ウ 定款一部変更議案（第39～63号議案）

3 争点及び争点に関する当事者の主張

債権者の主張の詳細は仮処分命令申立書及び準備書面記載のとおりであり、債務者らの主張の詳細は答弁書及び主張書面(1)記載のとおりであるから、それぞれ引用する（ただし、仮処分命令申立書の申立ての趣旨7項に係る主張に限る。）。争点及び争点に関する当事者の主張の骨子は、次のとおりである。

(1) 被保全権利の有無

（債権者の主張）

ア 債権者は、債務者会社の議決権300個以上を6か月以上保有する株主であるから、議題提案権及び議案通知請求権を有する。

イ 債権者は、平成24年4月5日、債務者鈴木及び債務者浜田に対し、63個の株主提案議案が記載された「平成24年度株主提案（4月5日）」と題する書面をメールで送信して、議題請求権及び議案通知請求権を行使した。

ウ 債務者らは、株主権の濫用を理由として、債権者の株主提案を拒否している。しかし、債権者は、株主総会で実質的な経営是正権を行使するとい

った正当な株主権の行使を行う以外の不当な目的を有しておらず、また、本件請求に係る議案をすべて議決権行使書面に記載することは十分に可能であるから、理由がない。

(債務者らの主張)

次のような事情を考慮すれば、本件請求は株主提案権の濫用であり、債務者会社は、本件請求に係る議案を本件株主総会の招集通知又は株主総会参考書類に記載することを拒絶できる。

ア 本件請求は、自らと確執のある親族や、意に沿わない言動をする債務者会社の役員や従業員らを糾弾し攻撃するための手段として、あるいは、自らの自己顕示欲を満足させることを目的として行われたものである。

イ 本件請求は、その提案する議案が63もの常識外れの数に及んでいるうえ、取締役の選任等に関する34議案は、そのほとんどが就任可能性のない者を候補者とするものであること、定款一部変更議案についても、大多数が不適法なものであって、いずれについても株主提案権を行使すべき正当な必要性や利益は存在しない。

ウ 本件請求は、著しく多数の議題、議案を提案するもので、提案理由も長文に及んでおり、これを招集通知に記載して株主総会の議題ないし議案とすることは、債務者会社の業務の正常な運営を妨げる上、株主にも大きな負担を強いるものである。また、このような株主提案がされることで、株主あるいは取引先等の関係者に対する債務者会社の信用が毀損されることは明らかである。

(2) 保全の必要性の有無

(債権者の主張)

ア 債務者会社は、債務者鈴木らが自らに都合の悪い違法行為や親族企業への利益供与スキームに関する事実を指摘したりする債権者を株主総会において排除して、債権者の有する様々な株主権を実質的に無力化することを

狙っており、債権者が提案しようとする議題や議案の要領が記載されなくては、他の株主に債権者提出の株主提案の賛同を集めるための活動を行うことが極めて制約される。

イ 債権者の提出しようとする議案を他の株主に対して十分に説明するためには、債権者提出の議題を会議の目的として、議案を債務者会社の費用で招集通知に記載させることが不可欠であり、本件申立てによらなければ、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けることができない。

ウ 債権者の適法な株主提案権が無視された場合であっても、必ずしも当該株主総会決議の取消事由になるとは限らないし、仮に取消事由に該当したとしても裁量棄却される恐れもあるから、仮処分手続によるほかには、権利侵害に対する救済手段が存在しない。

(債務者らの主張)

ア 本件株主提案を本件株主総会において決議しなければ、債務者会社に著しい損害又は急迫の危険が生ずるような議案が含まれているとの疎明はなく、実際にもそのような議案は含まれていないから、債権者が求める株主提案を招集通知に記載せず、株主総会で取り上げないことによって、著しい損害又は急迫の危険が生ずるということはない。

イ 本件株主提案のうち、取締役の選任等に関する議案について、債権者が列挙する候補者のほとんどが債務者会社の取締役に就任する意思を有しておらず、仮に万が一株主総会において選任されたとしても、これらの候補者が債務者会社の取締役に就任することはないのであるから、その意味でも、本件株主提案を株主に通知せず、株主総会でこれらを諮らなかつたとしても、著しい損害又は急迫の危険など観念し得ない。

ウ 定款一部変更に関する議案のうち、株主提案説明字数分量の増加と改ざん削除の禁止（議案40）及び執行役を交えない社外取締役だけの経営会議（議案43）に係る定款変更議案については、既に、債務者会社の社内

規則その他の方法により対応済みであるから、仮に、これらの議案が株主総会で決議されたと仮定しても、債務者会社の状況に何ら変更はなく、したがって、これらの議案を株主総会で諮らなかつたとしても、著しい損害又は急迫の危険が生ずるということはない。

その他の定款変更議案についても、平成23年度定時株主総会においてこれを諮らなければならないという急迫性や必要性は全く認められない。

エ 一方、仮に本件申立てが認められた場合に債務者らの被る不利益は甚大であり、金銭による賠償等では到底回復できない。また、実務上の実現可能性にも疑問がある。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被保全権利の有無) について

(1) 本件株主提案の手續について

前記前提事実(1)ア、(2)ア、(4)によれば、債権者は、①債務者会社の議決権300個以上の株式を6か月以上保有する債務者会社の株主であること、②本件株主総会は、平成24年6月20日に開催される予定であること、③債権者は、本件株主総会の開催日より8週間以上前である同年4月5日に本件株主提案を含む本件請求を行ったことが認められるから、債権者は、債務者会社の取締役に対して、株主提案権としての議題提案権及び議案通知請求権を有し、かつ、これを手續上適法に行使したと認められる(会社法303条1項、2項、305条1項)。

(2) 本件株主提案が権利濫用であるとの債務者らの主張について

ア 株主提案権といえども、これを濫用することが許されないのは当然であつて、その行使が、もつぱら、当該株主の私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合には、株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があるというべきである。

この見地からみると、確かに、本件株主提案に係る議案の中には、議案11のように、債務者会社の特定の従業員を困惑させることを目的としているとしか考えられないものが含まれている上、他にも、その提案理由によれば、債務者会社の経営陣や従業員の従前の対応に対する不満を背景とすると思われる議案が存在することは否定できない。また、疎明資料（疎乙15の1～10）によれば、債権者は、ツイッターやブログにおいて、債務者会社の特定の従業員を繰り返し非難するような書き込みを行っていることが認められる。しかしながら、他方で、本件株主提案のうち定款一部変更議案は、その大部分が債務者会社の経営の透明化を図ることを目的とする議案であると評価できるもので、その中には、過去の株主総会における債権者の提案に対し40%前後の高い支持が得られたものも含まれていることが認められる（疎甲122、審尋の全趣旨）。そして、会社の経営陣に対する不満を背景とする株主提案が、直ちに不当であるともいえないことも考慮すると、上記のとおり、一部に債務者会社の特定の従業員を困惑させることを目的とする議案が含まれており、当該議案の提出は正当な株主提案権の行使とは認められないとしても、直ちに、本件株主提案が、全体として、もっぱら債権者の私怨を晴らし、あるいは、特定の個人や債務者会社を困惑させることを目的とするものであるとまでは断定できず、他に、これを認めるに足りる疎明資料は存在しない。

イ また、債務者らは、本件請求に係る議案のほとんどが不適法なものであるとして、その点からも本件請求が権利の濫用であると主張する。

確かに、取締役選任議案及び解任議案のうち、債務者浜田の選任議案に対する反対議案としての性質を有する議案22は、債務者浜田の選任議案が本件株主総会に提出されない（審尋の全趣旨）以上、不適法なものであると考えられる。また、議案16、19、25、28、31、34、37及び38は、いずれも反対議案と選任議案とを組み合わせたもので、他の

議案と明らかに重複するものであるから、提出の利益はないと考えられる。しかしながら、その他の議案については、いずれも、直ちに提出の利益が否定されるものではなく、不適法であるとは認め難い。

また、定款一部変更議案については、確かに、明確性を欠くものや実効性に疑問があるものも存在するが、定款にどのような規定を設けるかということは、その内容が法令に違反するものでない限り、基本的には株主の自治に委ねられるべきものであって、その内容が不明確であるとか、実効性に疑問があるというだけで、直ちに提案自体が不適法となるものではないと考えられる。この観点からすると、本件請求に係る定款一部変更議案は、いずれも不適法であるとまではいえず、債務者らの主張は採用することはできない。

以上によれば、本件株主提案に係る議案には、不適法なものも含まれているものの、このことをもって、本件株主提案全体が権利の濫用であるということとはできないというべきである。

ウ さらに、債務者らは、本件株主提案について、議題・議案の提案が著しく多数で、かつ提案理由が長大であり、①株主にこれらを全て検討させるのは他の株主に大きな負担を強いる、②債務者会社に提案理由の補足説明等の準備や印刷費用、発送費用等で多大な負担を強いる、③株主総会当日に本件株主提案を審議するのは、実務上対応不可能であるなどと主張する。

株主提案権は、共益権の一つとして少数株主に認められた権利であるから、株主提案に係る議題、議案の数や提案理由の内容、長さによっては、会社又は株主に著しい損害を与えるような権利行使として権利濫用に該当する場合がありますと解される。

本件の場合、議案の数が58個に及び、提案理由もかなりの長さになっていることからすると、債務者らに対し、かなりの負担を強いるものであることは否めない。

しかし、債務者らが指摘するように、58個の本件株主提案のうち、33個（第5～20、22～38号議案）は取締役選任議案の関係であり、実質的には、会社提案に対する反対議案とそれとは別の10名（ただし、1名は会社提案議案の候補者と同一）の選任議案に整理できるものである。また、疎明資料（疎甲6、疎乙4の1・2、5、13）によれば、①平成22年6月開催及び平成23年6月開催の株主総会の際には、債権者によって本件株主提案より多い議案が提出された上、最終的に15又は20個が議案として上程されたこと、②債務者会社の株式取扱規則15条には、会社法施行規則93条に沿った規定があり、それ以外に株主提案の数や字数を制限する規定はないこと、③本件請求は、平成24年4月5日に行われたところ、債務者会社が本件株主総会の招集通知等の内容を確定させた同年5月14日頃までの間に1か月以上の期間があったことからすると、本件株主提案が権利濫用に当たるとまではいうことができない。

(3) まとめ

以上によれば、本件株主提案が全体として権利濫用に当たると認めることはできない。もっとも、前記に検討したところによれば、議案11、16、19、22、25、28、31、34、37及び38については、被保全権利を認めることはできない。また、株主総会参考書類の記載に当たっては、債務者らにおいて、会社法施行規則93条、債務者会社の株主取扱規則15条の定める範囲内で提案理由について修正することが許されているから、提案理由全部を記載するよう求める部分については、被保全権利を認めることはできない。

2 争点(2) (保全の必要性の有無) について

- (1) 本件申立ては、仮の地位を定める仮処分命令（民事保全法23条2項）を求めるものと解されるから、保全の必要性が認められるためには、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき」に

該当することが必要である。また、株主提案権は、共益権の一種であり、究極的には会社の利益のために行使されるべきものであるから、会社に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があるときにも、保全の必要性が認められるというべきである。

ところで、株主提案権は、特定の株主総会における議題又は議案を提案する権利であるから、本件申立てが認容され、債務者らがこれに従って履行すれば、その性質上、事後的に当該提案がなかったことにすることは不可能である。そうすると、本件申立ては、いわゆる断行的仮処分の性質を有するものであるから、保全の必要性は、保全命令により債務者らが被る不利益又は損害も踏まえて、より慎重に判断すべきものと解される。他方で、株主提案権の性質に照らし、株主提案が無視された場合に、その権利を本案訴訟において実現することは、時間的制約に鑑み事実上不可能であり、事後的な救済方法も限られているから、株主提案権が無視された株主の救済方法として、仮の地位を定める仮処分によるべき必要性は高いといえることができる。

また、株主提案権が侵害されることにより株主又は債務者会社が被る損害とは、当該議題等が株主総会に上程されないことにより、株主の意思を会社の運営に反映させる機会あるいは当該意思を他の株主に知らしめる機会が奪われることであると考えられるから、その損害の内容、程度は、株主提案に係る議題又は議案の内容や可決可能性等によって異なり得るものであると考えられる。

以上のような諸点を考慮すると、本件申立てにおける保全の必要性は、本件株主提案に係る議題及び議案の内容、可決可能性等を踏まえた上で、本件株主提案が認められないことにより債権者又は債務者会社に生ずる損害又は危険と、本件申立てが認容された場合に債務者らが被る不利益又は損害とを総合的に考慮して判断すべきものと解される。

(2) 以上の見地から、本件申立てに保全の必要性が認められるかどうかを検討

する。

ア 本件株主提案に係る議案の内容及び可決可能性等について

(ア) 取締役選任議案について

疎明資料（乙19の1～3）によれば、中川知子、山本弘子及び谷由起の3名は、取締役に就任する意思がない旨を表明していることが認められ、その余の候補者についても、高山泰三（疎甲119）を除き、候補者に就任の意思があることの疎明はない。また、上記の高山泰三についても、山本弘子の補欠の候補者として提案されているにすぎないところ、山本弘子が取締役に就任する意思がない旨を表明していることからすれば、同人が選任される可能性は極めて乏しいから、高山泰三についても、その選任可能性は極めて乏しいといわざるを得ない。

(イ) 取締役解任議案について

前記前提事実(3)ア(キ)によれば、取締役解任議案の対象となる取締役の任期は、本件株主総会の終結時であることが認められるから、取締役解任議案が本件株主総会の議案として上程されなかったとしても、それにより、債務者会社の役員構成に実質的な変更をもたらすものではない。

(ウ) 定款一部変更議案について

定款一部変更議案については、いずれの議案についても、その内容が本件株主総会の議案としなければならない緊急性あるいは本件株主総会において審議すべき必要性のあるものであることを認めるに足りる疎明はない。

イ 保全の必要性について

以上によれば、本件株主提案に係る議案（適法なものに限る。）は、①その可決可能性が極めて乏しいか、可決されても実現可能性がないもの、②可決されても実質的な法律関係に影響をもたらさないもの、③本件株主総会に上程しなければならない緊急性又は必要性が疎明されていないもの

のいずれかであって、これらが本件株主総会に上程されないことによって債権者あるいは債務者会社に生ずる損害ないし不利益は、それほど大きなものであるとは考えられない。

他方、審尋の全趣旨によれば、債務者会社は、平成24年5月14日までに本件株主総会の招集通知及び株主総会参考書類の校了を終え、同月末の発送に向けて、印刷作業を開始していることが一応認められ、仮に本件申立てが認められた場合には、招集通知及び株主総会参考書類の作成をやり直さなければならず、既に作成したものが無駄になるほか、新たに必要となる費用及び事務作業の負担はかなり大きなものとなる。また、本件株主総会が同年6月20日に予定されていることからすれば、招集通知及び株主総会参考書類の作成が間に合わず、本件株主総会を開催することができない事態も予想される。そうすると、本件申立てが認容されることによる債務者らの不利益は、決して小さなものではないというべきである。

以上の諸点を総合考慮すると、本件株主提案が本件株主総会に上程されなければ、債権者又は債務者会社に著しい損害又は急迫の危険が生ずるものとは認められず、本件申立ては、保全の必要性を欠くというべきである。

3 結論

以上によれば、本件申立ては、被保全権利の疎明を欠くか、保全の必要性の疎明を欠くものであって、いずれも理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成24年5月25日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官

谷 口 安 史

裁判官 目 黒 大 輔

裁判官 山 下 浩 之

これは正本である。

平成24年5月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 上野

